

会員の入会および退会等に関する手続き、 並びに会費および入会金の納付に関する規程

第1条 入会の原則

- 1) 法人および団体（以下法人等という）の入会については、当該法人等の本社（すべての事業所をまとめて）を原則とする。
- 2) ただし、実質的に事業所単位で事業活動を行っており、独立した事業所と認められる場合は、本社とは別に、あるいは単独の独立した事業所としての入会を承認する。

第2条 入会の手続き

- 1) 定款6条の規定により定められた入会申込書および変更届の様式は別紙のとおりとする。
- 2) 事務局は、入会申込書および変更届の受理後、遅滞なく必要な手続きを行わなければならない。

第3条 退会の手続き

- 1) 定款8条の規定により定められた退会届の様式は、別紙のとおりとする。
- 2) 事務局は、退会届の受理後、遅滞なく必要な手続きを行わなければならない。

第4条 会費の基準

- 1) 定款7条の規定により、会員が毎年度納入しなければならない会費の額は別表のとおりとする。
- 2) 会費については、前年度末日までに、事務局よりの請求にもとづき納入しなければならない。

第5条 新たに入会する会員の入会金並びに会費の納入額

- 1) 新たに入会する会員は、別表に定める入会金および年額会費（1年分）を納入しなければならない。
- 2) 年度途中において入会する場合の年額会費との差額については、次年度において調整を行う。

第6条 会員資格喪失の場合の会費の負担

- 1) 会員が、会員としての資格を喪失しても、定款第11条の規定にもとづき、既納の会費の返還は行わない。
- 2) 会員が、会員としての資格を喪失しても、会員であった期間の会費負担の義務を免れることはできない。

第7条 規程の改定、会費基準の改訂

- 1) 本規程の改定および会費基準の改訂は、理事会の審議を経て、会長が行う。
- 2) ただし会費基準の改訂については、総会において承認を得なければならない。

付則

- 1) 本規程は、平成24年1月1日より施行する。
- 2) ただし、本規程の施行以前に納入された会費については、改訂以前の会費基準を適用する。

別表 会費基準（平成 24 年 4 月 1 日より）

従業員数	年額会費	入会金
99 人以下	30,000 円	10,000 円
100 人～199 人	36,000 円	10,000 円
200 人～299 人	45,000 円	10,000 円
300 人～499 人	60,000 円	10,000 円
500 人～999 人	75,000 円	10,000 円
1,000 人以上	90,000 円	10,000 円

（注）従業員数は、正規社員のほか、常勤及び継続して就労を行っている非正規社員を含む。

第二種会員（オンライン会員）の資格並びに 会費および入会金に関する規程

第1条 第二種会員の定義

- 1) 定款第5条第3項「特定の事業に賛同し、参画するものを特別会員とする」の規定にもとづき、オンラインセミナーを専ら受講しようとする企業を対象として、第二種会員を設け、これを「オンライン会員」と称する。
- 2) オンライン会員の会員資格の取得並びに喪失等については、定款第3章の規定に従うほか、「会員の入会および退会等に関する手続き、並びに会費および入会金の納付に関する規程」を準用する。
- 3) 本規程ではオンライン会員固有の会員資格について定める。

第2条 会員資格

- 1) オンライン会員は、協会が実施するオンラインセミナーを受講する場合にのみ、その資格効力が生じ、受講費は会員価格が適用される。
- 2) オンラインセミナー以外の集合型セミナーを受講する場合は、非会員の扱いとする。
- 3) オンライン会員は以下の点において従来の会員と異なる
 1. 総会における議決権を持たない
 2. 協会役員（理事、参与、評議員、運営委員）に選任されない
 3. その他、会員限定のセミナーへの参加や表彰の推薦はできない

第3条 入会・退会、登録情報変更の手続き

- 1) 入会申込書様式は別紙のとおりとする。
- 2) 変更届、退会届は従来の会員と共通のものとする。
- 3) その他の扱いについては、定款第3章の規程にもとづく。

第4条 会費の基準

- 1) オンライン会員が毎年度納入しなければならない会費の額は別表のとおりとする。
- 2) 会費については、前年度末日までに、事務局よりの請求にもとづき納入しなければならない。
- 3) 協会は当該事業年度に受け入れた入会金および会費の合計額の50%以上を法人会計に充当するものとする。

第5条 規程の改定、会費基準の改訂

- 1) 本規程の改定および会費基準の改訂は、理事会の審議を経て、会長が行う。
- 2) ただし会費基準の改訂については、総会において承認を得なければならない。

付則

- 1) 本規程は、2021年4月1日より施行する。

別表 会費基準（2021年4月1日より）

従業員数	年額会費	入会金
99人以下	10,000円	10,000円
100人～199人	12,000円	10,000円
200人～299人	15,000円	10,000円
300人～499人	20,000円	10,000円
500人～999人	30,000円	10,000円
1,000人以上	40,000円	10,000円

（注）従業員数は、正規社員のほか、常勤及び継続して就労を行っている非正規社員を含む。